

| | |
|------------|--|
| 法的 実施根拠 | あり |
| 根拠法令 抜粋 | <p>・茅ヶ崎市くらし安心部安全対策課所管に係る補助金交付要綱</p> <p>犯罪のない明るい社会まちづくりを理想とし、防犯思想の普及高揚を図るとともに、効果的な防犯活動を推進する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、茅ヶ崎市くらし安心部安全対策課が所管する補助金の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則(平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> |

| | |
|------------|----|
| 法的 実施根拠 | なし |
| 根拠法令 抜粋 | |

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・神奈川県警察交番等整備基本計画</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、交番、駐在所及び警備派出所（以下「交番等」といいます。）を対象に、県内全域の交番等を計画的かつ適正に配置することで、交番等で取り扱う事件事故等への対応力を向上させつつ、安全・安心の拠り所となる交番等を持続的に機能させていくことを目的とします。</p> <p>併せて、平成29年3月に策定された「神奈川県公共施設等総合管理計画」に基づく警察関連施設の計画のうち、交番等整備に係る個別施設計画の基本方針として位置付けることとします。</p> |

| | |
|------------|----|
| 法的 実施根拠 | なし |
| 根拠法令 抜粋 | |

| | |
|--------------------|---|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・交通安全対策基本法 (市町村交通安全計画等)</p> <p>第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。</p> <p>2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>略</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・交通安全対策基本法 (市町村交通安全計画等)</p> <p>第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。</p> <p>2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>略</p> |

| | |
|------------|----|
| 法的 実施根拠 | なし |
| 根拠法令 抜粋 | |

| | |
|------------|---|
| 法的 実施根拠 | あり |
| 根拠法令 抜粋 | <p>・茅ヶ崎市自転車等の放置防止に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公共の場所に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、併せて非常時における緊急活動の円滑化を図り、もって安全で快適な市民生活を確保することを目的とする。</p> |

| 法的 実施根拠 | あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|----|----|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|----------------|--------------|----------------|----------------|----------|-------------|------------|-------------|----------|----------------|-----------|---------------|
| 根拠法令 抜粋 | <p>・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 (自転車等の駐車対策の総合的推進)</p> <p>第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用 の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しく なることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の 設置に努めるものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市自転車駐車場条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、茅ヶ崎市自転車駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を 定めるものとする。 (設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため茅ヶ崎市 自転車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置し、その名称及び位置は、次の とおりとする。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新栄町第一自転車駐車場</td> <td>茅ヶ崎市新栄町13番45号</td> </tr> <tr> <td>新栄町第二自転車駐車場</td> <td>茅ヶ崎市新栄町13番45号</td> </tr> <tr> <td>新栄町第三自転車駐車場</td> <td>茅ヶ崎市新栄町12番12号</td> </tr> <tr> <td>ツインウェイヴ北自転車駐車場</td> <td>茅ヶ崎市新栄町3番34号</td> </tr> <tr> <td>ツインウェイヴ南自転車駐車場</td> <td>茅ヶ崎市共恵一丁目9番15号</td> </tr> <tr> <td>幸町自転車駐車場</td> <td>茅ヶ崎市幸町21番7号</td> </tr> <tr> <td>幸町第二自転車駐車場</td> <td>茅ヶ崎市幸町3番24号</td> </tr> <tr> <td>共恵自転車駐車場</td> <td>茅ヶ崎市共恵一丁目2番13号</td> </tr> <tr> <td>本宿町自転車駐車場</td> <td>茅ヶ崎市本宿町11番59号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(駐車場の管理)</p> <p>第3条 駐車場の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244 条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> | 名称 | 位置 | 新栄町第一自転車駐車場 | 茅ヶ崎市新栄町13番45号 | 新栄町第二自転車駐車場 | 茅ヶ崎市新栄町13番45号 | 新栄町第三自転車駐車場 | 茅ヶ崎市新栄町12番12号 | ツインウェイヴ北自転車駐車場 | 茅ヶ崎市新栄町3番34号 | ツインウェイヴ南自転車駐車場 | 茅ヶ崎市共恵一丁目9番15号 | 幸町自転車駐車場 | 茅ヶ崎市幸町21番7号 | 幸町第二自転車駐車場 | 茅ヶ崎市幸町3番24号 | 共恵自転車駐車場 | 茅ヶ崎市共恵一丁目2番13号 | 本宿町自転車駐車場 | 茅ヶ崎市本宿町11番59号 |
| | 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新栄町第一自転車駐車場 | 茅ヶ崎市新栄町13番45号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新栄町第二自転車駐車場 | 茅ヶ崎市新栄町13番45号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新栄町第三自転車駐車場 | 茅ヶ崎市新栄町12番12号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ツインウェイヴ北自転車駐車場 | 茅ヶ崎市新栄町3番34号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ツインウェイヴ南自転車駐車場 | 茅ヶ崎市共恵一丁目9番15号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幸町自転車駐車場 | 茅ヶ崎市幸町21番7号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幸町第二自転車駐車場 | 茅ヶ崎市幸町3番24号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共恵自転車駐車場 | 茅ヶ崎市共恵一丁目2番13号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本宿町自転車駐車場 | 茅ヶ崎市本宿町11番59号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------|---|
| 法的 実施根拠 | あり |
| 根拠法令 抜粋 | <p>・茅ヶ崎市駐車場条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、茅ヶ崎市駐車場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・ 駐車場法 (用語の定義) 第 2 条 2 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。 (駐車場整備地区内の路外駐車場の整備) 第 1 0 条 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。 2 地方公共団体は、前項の都市計画に基づいて、路外駐車場の整備に努めなければならない。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>法的 実施根拠</p> | <p>あり</p> |
| <p>根拠法令 抜粋</p> | <p>・茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、建築及び一定規模以上の開発行為に関し、必要な手続き及び公共施設、公益的施設等の整備の基準その他必要な事項を定めることにより、秩序あるまちづくりの促進を図り、もって良好な都市環境を形成することを目的とする。 (防犯灯) 第28条 略 (自転車置場) 第31条 略 (自動車駐車場) 第32条 略 (荷さばき駐車場) 第33条 略</p> |